

せ た な 町

男 女 共 同 参 画 基 本 計 画

(平成 29 年度～平成 33 年度)

平成 2 9 年 3 月
せ た な 町

はじめに

平成17年9月に誕生したせたな町では、「みんなの笑顔と力で創ろう、未来の「せたな」。」をテーマとする「せたな町総合計画」を策定し、町民との協働によるまちづくりを進めるため、地域の特色を生かしながらさまざまな取組を進めております。

近年、少子高齢化に伴う人口減少社会の加速化や経済不況による雇用情勢の悪化等、急速に変化する社会・経済情勢に的確に対応していくためには、地域の活力を高め性別に関わりなく、男女が互いに人権を尊重し合い、対等なパートナーとしてその個性や能力を発揮できる社会の実現が不可欠となっております。

しかしながら、男女の固定的な役割分担に対する考え方が未だに存在しており、男女共同参画社会の実現のためには、まだ多くの課題が残されております。

せたな町においてもこれらの状況を踏まえ、家庭、地域、職場、学校など地域社会における男女の対等な関係を構築するための指針として「せたな町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後は、町民の皆様と行政が一体となって、男女共同参画の推進に取り組んで参る所存でありますので、なお一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成29年3月

せたな町長 高 橋 貞 光

〈目 次〉

1	計画策定にあたって	1
	(1) 計画策定の必要性	1
	(2) 策定の背景	2
	(3) 基本理念	3
	(4) 計画の位置づけ	4
	(5) 計画期間	4
2	せたな町の現状	6
	(1) 人口と少子高齢化	6
	(2) 出生の状況	7
	(3) 女性の就労状況	8～9
3	計画の体系	10
4	計画の推進体制	11
	(1) 庁内推進体制の整備	11
	(2) 住民・団体との連携	11
5	行動計画	12
	基本方針1 男女平等意識の推進	12
	第1 男女共同参画に向けた理解の推進	12
	第2 男女共同参画に向けた啓発活動の推進	13
	第3 人権を尊重した男女共同参画の実現	14
	基本方針2 男女が共に力を発揮できる社会づくりの推進	15
	第1 地域活動における男女共同参画の推進	15
	第2 男女が共に働きやすい環境の整備	16
	第3 さまざまな分野における男女共同参画の推進	17
	基本方針3 男女が共に築く家庭・地域づくりの推進	18
	第1 すべての人の心と体の健康づくり	18
	第2 配偶者からの暴力、女性や子どもへの暴力防止に向けた体制づくり	19
	第3 女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	20

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の必要性

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、性別差別を受けることなくその個性と能力を十分発揮できる社会を言います。国においては、平成11年に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の実現に向け「男女共同参画社会基本法」が制定され、さまざまな取組が行われてきました。

しかし、これらの取組を経ても、意識や社会慣習の上で男女の固定的な役割分担に対する考え方が強く残っています。就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が実現しているとは言えず、その個性や能力を十分に発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。男女共同参画社会の実現を図るためには、職場、地域社会、家庭内においても対等な人間関係の構築が必要です。

せたな町においても、男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会を基本に、家庭・地域・事業所などが協力、連携を図りながら男女一人ひとりが自立し、対等な立場で自分らしい生き方ができる社会を目指すことが必要なことから、「せたな町男女共同参画基本計画」を策定します。

(2) 策定の背景

① 国における動向

国においては、昭和50年の「国際婦人年」を契機とした国際的な動きの中で、わが国でも男女平等に関する法律や制度化が進展しております。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、社会情勢の現状認識や基本法策定後の評価、反省を踏まえ、平成17年に第2次計画、平成22年に第3次計画が策定されました。

「第3次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々の対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などの視点を強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）をはじめとするさまざまな取組を進めています。

現在、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、特に、指導的地位への助成の参画促進に向けては、平成27年9月に、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における

活躍の推進に関する法律」が制定されました。

② 北海道における動向

男女共同参画社会基本法第14条第1項では、都道府県についても国の男女共同基本計画を勘案して、都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとしており、北海道では平成9年3月に、男女が共に参画する社会を実現するための指針となる「北海道男女共同参画プラン」を策定しております。

平成13年3月には「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、それまでの「女性室」を「男女平等参画推進室」に改組、また、「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に名称変更するとともに、推進体制の強化を講じています。また、この条例に基づき、新たに「北海道男女平等参画基本計画」を策定し、さらに、平成20年3月、取組の成果と課題、国の動きや道民の方々からの意見募集の結果などを踏まえ、「第2次北海道男女平等参画基本計画」が策定され、5つの基本理念のもと、おおむね10年間の施策の方向などが掲げられました。

③ せたな町における動向

男女共同参画社会基本法第14条第3項では、市町村についても市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることが求められていますが、これまでせたな町では、女性団体連絡協議会など女性団体の活動が行われていることから男女共同参画計画の策定には至りませんでした。しかし、人口減少社会に突入したなかで、せたな町の人口は減少傾向にあり、加えて、平成28年4月の住民基本台帳では、65歳以上が全体の41%を超えている状況です。

せたな町の活力である高齢世代を支え、若年世代にとって住みよいまちにするため、男女共同参画社会の実現は不可欠と考え、本計画を策定するものであります。

(3) 基本理念

国では、「男女共同参画社会基本法」で、次の5つの基本理念を掲げています。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

本計画では、当該「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念及び上位計画に基づき、男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会を基本に、家庭・地域・事業所などが協力・連携を図りながら、男女一人ひとりが自立し、対等な立場で自分らしい生き方ができる社会を目指して、次の基本理念を設定します。

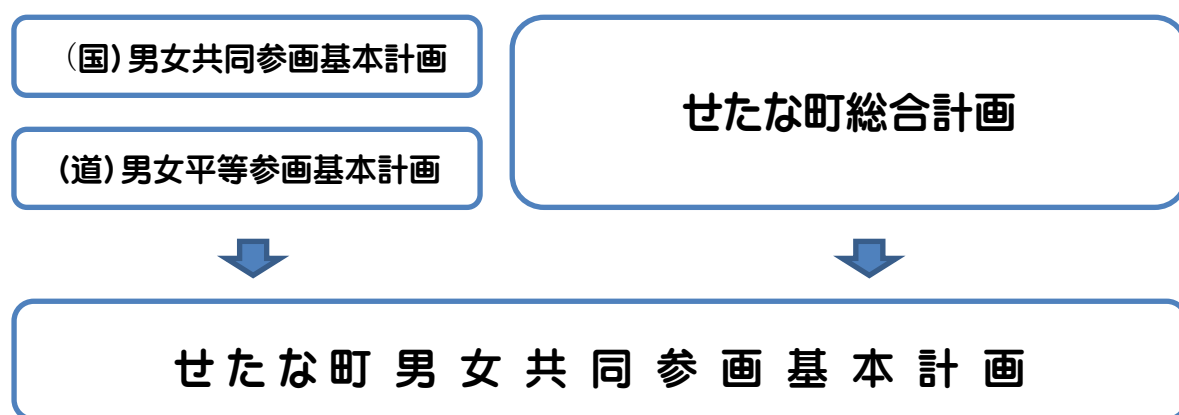
基本理念 「男女が互いに協力し、支え合うまちづくり」

(4) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の男女共同参画基本計画及び道の市町村男女共同参画計画を踏まえ「せたな町総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画の視点によって施策を推進していくための計画です。

また、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項における推進計画と位置づけます。

【せたな町男女共同参画社会の形成】



(5) 計画期間

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の変化、住民ニーズの変化に応じて見直しを行うものとします。

【男女共同参画社会基本法】

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1） 都道府県の区域における総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - （2） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

（都道府県推進計画等）

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

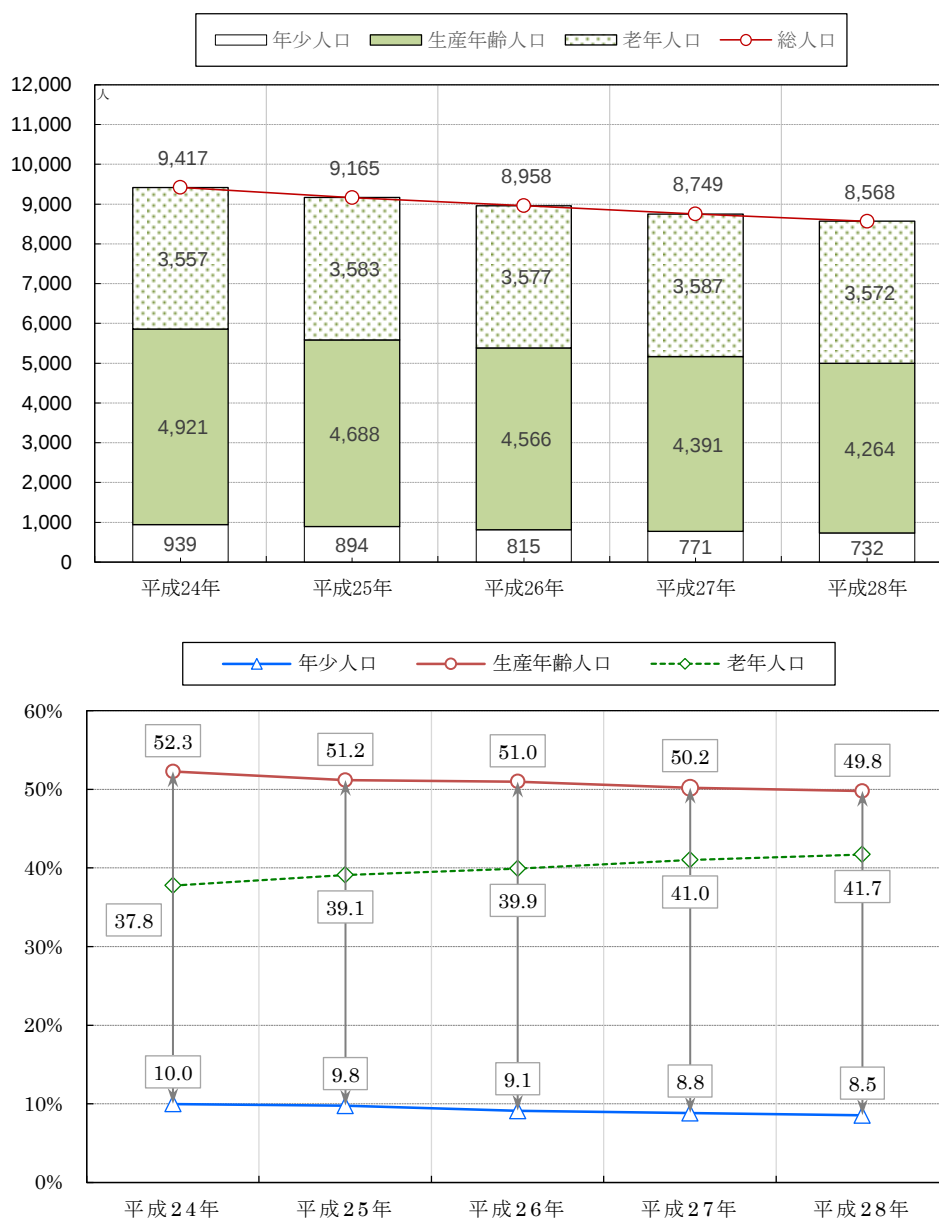
2 せたな町の現状

(1) 人口と少子高齢化

せたな町の人口は、平成28年3月末日現在8,568人で、4年前の平成24年と比べると849人、9.9%減少しています。

年齢別にみると老年人口（65歳以上）3,572人（41.7%）、生産年齢人口（15歳～64歳）4,264人（49.8%）、年少人口（15歳以下）732人（8.5%）と、少子高齢化が進行しています。今後もこの傾向は続くものと思われます。

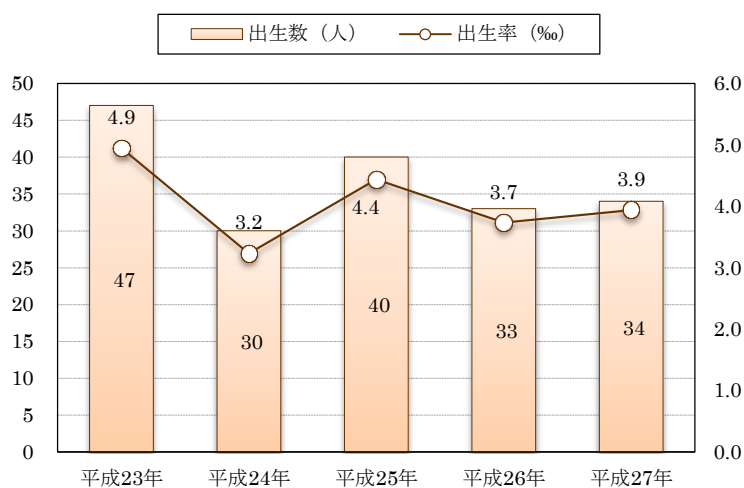
■総人口・年齢三階層別人口（住民基本台帳）



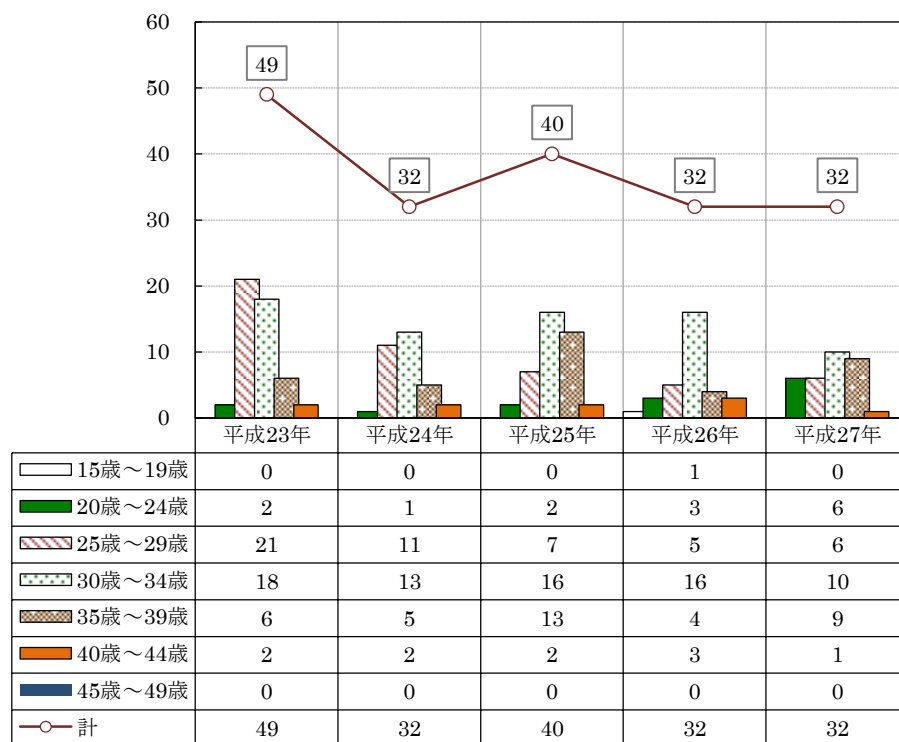
(2) 出生の状況

せたな町の出生数の推移をみると、平成23年の47人、4.9%（パーミル＝ある年に生まれた子どもの数を、その年の人口で割ったものを1,000倍した数）をピークに減少傾向にあり、平成27年は34人、3.9%となっています。また、母親の年齢別出生割合は、30～34歳代の割合が多く、平成27年は35～39歳代の割合が多く、晩婚化、出産年齢の高齢化がうかがえます。

■母親の年齢別出生数（住民基本台帳）



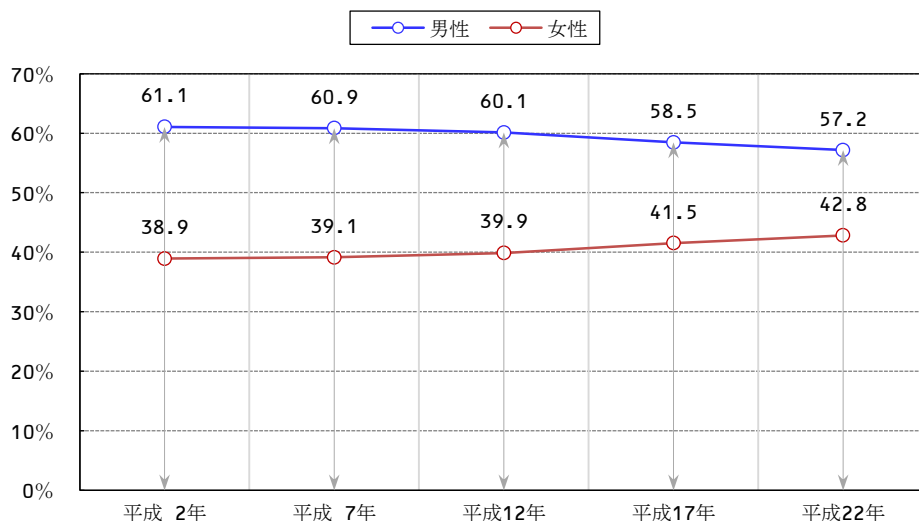
■母親の年齢別出生数（住民基本台帳）



(3) 女性の就労状況

国勢調査から女性の就業率をみると、平成2年から平成22年にかけて男性は徐々に減少していますが、女性は増加傾向にあります。

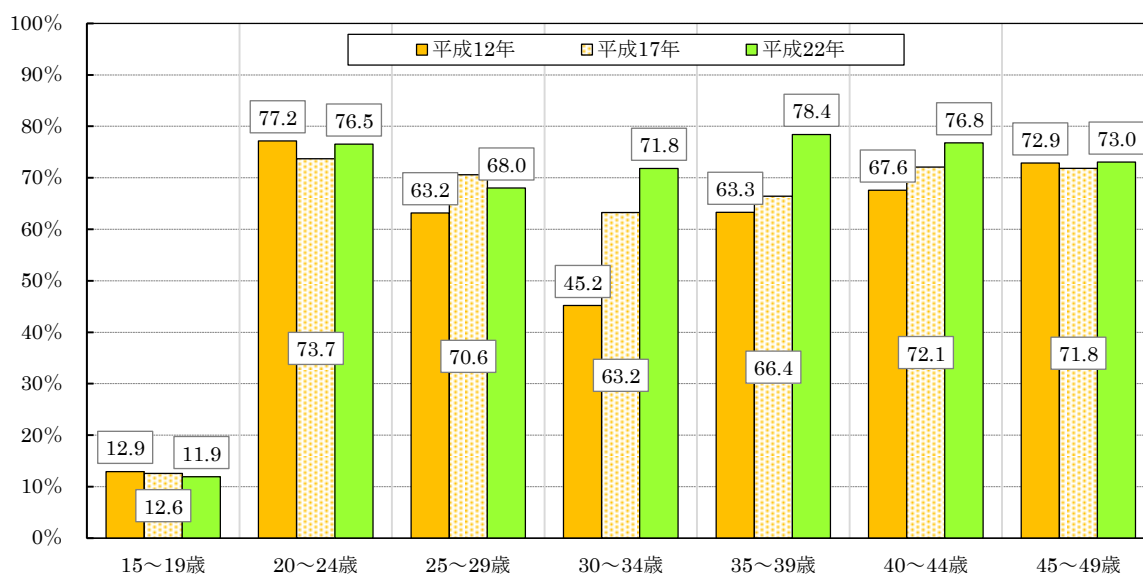
■ 就業率の推移（国勢調査）



20～49歳の平成22年の就業率をみると、35～39歳がトップ（78.4%）で、次いで40～44歳（76.8%）となっています。女性の就業率は、一般に学校卒業後年代で上昇し、その後、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、M時カーブを描くといわれています。

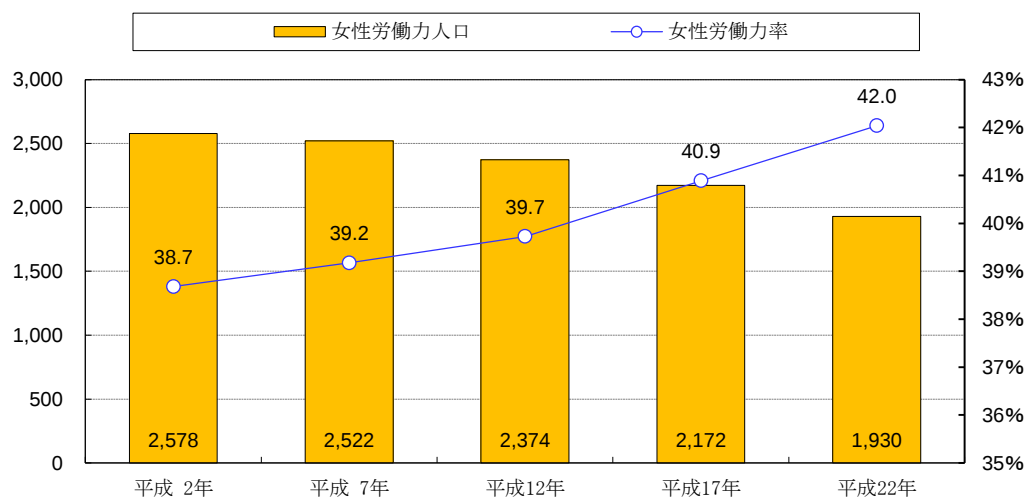
せたな町も国の傾向と似た状況にあります。

■ 女性の就業率の推移（再生産年齢〈15～49歳〉／国勢調査）

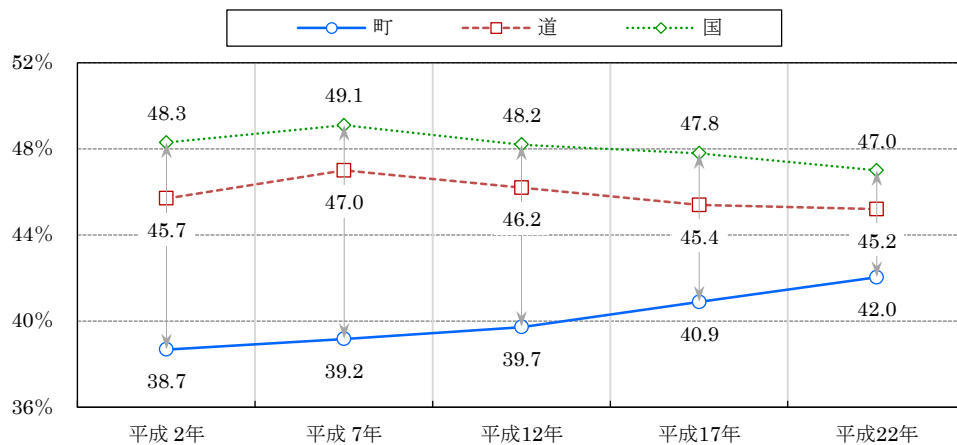


一方、女性の労働力人口は減少していますが、労働力率は漸増傾向にあります。国や道との比較では町の労働力率は低くなりますが、町が漸増しているのに比べ、国や道は微減傾向にあります。

■女性の労働力人口と労働力率（国勢調査）



■女性の労働力人口と労働力率の国・道との比較（国勢調査）



3 計画の体系

せたな町では、1の（3）で述べた基本理念を達成するため、3つの基本方針とそれぞれの基本的施策を掲げ、男女共同参画社会の実現に努めます。

基本理念	基本方針	基本的施策
男女が互いに協力し、支え合うまちづくり	〈基本方針1〉 男女平等意識の推進	1 男女共同参画に向けた理解の推進
		2 男女共同参画に向けた啓発活動の推進
		3 人権を尊重した男女共同参画の実現
	〈基本方針2〉 男女が共に力を発揮できる社会づくりの推進	1 地域活動における男女共同参画の推進
		2 男女が共に働きやすい環境の整備
		3 さまざまな分野における男女共同参画の推進
	〈基本方針3〉 男女が共に築く家庭・地域づくりの推進	1 すべての人の心と体の健康づくり
		2 配偶者からの暴力、女性や子どもへの暴力防止に向けた体制づくり
		3 女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

4 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたって、せたな町役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めるとともに、全庁的かつ総合的に取組を実施します。

(2) 住民・団体等との連携

男女共同参画基本計画における各種施策を、総合的かつ効果的に進めていくためには、地域住民や各種団体などとの協働のもと連携して取り組む必要があります。

地域住民の意見や提言等を施策などに反映させるため、各種会議、座談会の開催、住民をはじめ企業・地域団体等の各種団体、行政関係機関などと連携・協働して本町の男女共同参画のまちづくりを推進します。

5 行動計画

〈基本方針1〉男女平等意識の推進

第1 男女共同参画に向けた理解の推進

現状と課題

- 男女共同参画社会を推進し、男女共同参画とは何か、どのような考えなのか、そしてどのような具体的な内容をもつものなのかなど、さまざまな方法により、最新の情報を使って、最新の情報を広く共有する必要があります。
- 学校、家庭、地域や団体等において、あらゆる場や機会を通じて、町民の男女平等参画教育の推進に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・男女共同参画に向けた理解の推進	①男女共同参画に関する研修会、講演会や学習会の開催 ②教育活動・学校運営における男女共同参画の推進 ③性別にとらわれない教育や進路指導の推進 ④各種団体などに対する意識啓発の推進	・男女共同参画に対する意識を高めるため、男女共同参画について考える場や学習する場の提供 ・あらゆる世代が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、それぞれのライフスタイルにあった学習機会の提供 ・男女共同参画に関する町民の自主的な学習活動への支援

第2 男女共同参画に向けた啓発活動の推進

現状と課題

- 男女共同参画についての正しい理解の促進を図るため、各種広報媒体を活用し、啓発活動の推進に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・男女共同参画に向けた啓発活動の推進	①「広報せたな」や町ホームページによる啓発 ②国や北海道が発行する男女共同参画に関する情報の提供 ③男女共同参画に関する図書等の充実 ③性差をはじめとした差別的な表現に対する掲載の配慮	・広く町民の理解を深めるため、わかりやすい広報誌の発行やリーフレット等による啓発活動を実施 ・男女共同参画に関する冊子や資料などを活用した啓発活動を実施 ・関係機関で実施される男女共同参画に関するイベントや相談事業等の周知・啓発の実施 ・町が発行する印刷物での性差をはじめとした差別的な表現への配慮

第3 人権を尊重した男女共同参画の実現

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野における活動に参画できることが必要です。
- 男女の人権や性の尊重についての理念の浸透を進め、各世代において人権に関する教育の充実や、意識の醸成に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・人権を尊重した男女共同参画の実現	①関係機関と連携した人権を守るための相談体制の充実 ②人権尊重意識に基づいた学校教育の推進 ③男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	・人権擁護委員や学校等と連携し、人権教育の推進及び人権問題に対する意識の啓発の実施 ・男女共同参画を阻害するあらゆる暴力、特に女性に対する暴力を根絶するため、法制度に基づいた厳正、かつ、適切な対処を行い、暴力の形態に応じた取組を進め、被害者の人権に配慮した取組の推進

〈基本方針２〉男女が共に力を発揮できる社会づくりの推進

第１ 地域活動における男女共同参画の推進

現状と課題

- 地域活動（ＰＴＡ活動や子ども会活動等）への参加状況は、男性より女性の方が多く参加している状況にあります。しかし、自治会長やＰＴＡ会長などにみられるように、地域における意思決定の場への女性の参画率は少ないのが現状となっています。
- 地域活動の場において、あらゆる立場の方がまちづくりに関わることができる環境整備に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・地域における男女共同参画の推進	①地域活動の役職などにおける女性登用の促進 ②地域活動における男性の参画促進 ③高齢者の地域活動への参画支援	・政策決定の場をはじめとした社会参画につなげていくため、最も身近な社会参加の場である地域活動において、女性の参画を推進 ・自治会などの地域活動の場において、男女が共に等しく参画できる環境を整え、地域活動における女性のスキルアップを支援 ・女性が中心となっているＰＴＡ活動等の地域活動における男性参加の促進 ・退職後も地域社会に貢献し、生きがいを持てるよう就労機会の提供を促進

第2 男女が共に働きやすい環境の整備

現状と課題

- わが国においては、男性は仕事、女性は家庭を守るといった固定的な役割分担意識が根強く残っており、性別に関わりなく就労の場に進出し活躍できる機会が必要です。
- 男女が共に仕事、家事、育児、介護の両立を図り、より豊かな生活を送るため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の意識啓発を推進します。

施策の方向	取組項目	取組内容
・男女が共に働きやすい環境の整備	①職場における仕事と家庭の両立支援の促進 ②男性優位の待遇の改善 ③地域の事業者との連携と啓発 ④多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 ⑤女性の多様な働き方への支援	・子育てと介護を女性だけではなく、男性への理解を促進し、女性が働き続けることができるよう、育児・介護休暇制度をはじめとした支援制度の充実充実に向けた啓発活動の実施 ・男女とも能力に応じた働きやすい職場環境をめざし、職場における男性優遇の現状の改善 ・町内の事業所に対して、就業の場における男女共同参画の啓発活動及び雇用に関する法令・制度の周知 ・多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時保育、学童保育をはじめとする保育サービスの実施 ・女性の就業や能力向上に関する情報提供及び研修機会の拡大

第3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが活動の場を広げ、あらゆる分野に多様な考え方が取り入れられることが必要とされております。
- 活動あるまちづくりを進めるためには、女性が本来もっている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策結果過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスのとれた施策を当然にできるよう、あらゆる分野への女性が参画しやすい環境を整える必要があります。
- まちづくり方針決定の過程における女性の参画を推進し、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・さまざまな分野における男女共同参画の推進	①町の審議会等委員への女性の登用促進 ②町、事業所の管理職などへの登用促進 ③職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ④農林業・商工観光業における男女共同参画の推進 ⑤男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	・各種審議会等の総委員に対する女性委員の積極的な女性登用を推進 ・女性職員が専門知識を身に付け、能力を十分に発揮できるよう人材育成の推進 ・就業における男女の均等な機会と待遇の確保の推進 ・女性の政策方針決定過程への参画拡大や就業環境を改善するなど、男女が共に地域の活性化や農林業・商工観光業の振興に参画できるよう支援 ・防災、地域おこし、まちづくり、観光などあらゆる分野において、男女共同参画を推進し、多様な視点を生かした活力ある地域づくりの推進

〈基本方針3〉男女が共に築く家庭・地域づくりの推進

第1 すべての人の心と体の健康づくり

現状と課題

- 高齢化が進む中において、生涯を通じて明るく楽しく過ごしていくためには、健康の維持増進は重要なことです。歳を重ねても介護が必要にならないような健康の維持を図り、介護予防も含めた健康づくりができる環境整備が必要となります。
- また、女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進します。

施策の方向	取組項目	取組内容
・すべての人の心と体の健康づくり	①母子保護の向上と母子保健の充実 ②思春期教育の推進 ③健康づくりの推進 ④介護支援体制の充実	・安心して子どもを産み育てることができるよう、母性保護の向上と母子保健の充実 ・子どもたちが、エイズや性感染症、妊娠中絶など男女の性に関する正しい知識と理解を身につけるため適切な性教育を推進 ・住民一人ひとりが自分の健康に対する意識を高めるため、健康に関する情報提供や、話し合いの場を設けるなど、様々な形での心身の健康に対する普及・啓発活動の実施 ・介護保険サービスに関する情報提供と相談体制の充実 ・介護休暇の取得の促進

第2 配偶者からの暴力、女性や子どもへの暴力防止に向けた体制づくり

現状と課題

- 女性や子どもに対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するうえで克服しなければならない課題となっております。
- セクシュアル・ハラスメントや、ドメスティック・バイオレンス（DV）など、人権侵害に対して速やかに対処できる相談体制の充実に努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・配偶者からの暴力、女性や子どもへの暴力防止に向けた体制づくり	①各種関係機関との連携強化によるDV被害の早期発見・対応 ②DV未然防止のための啓発活動・情報提供 ③セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底	・暴力の根絶に向けて広報・啓発活動及び相談体制の充実 ・被害者の保護、早期発見、情報収集を図り、警察、医療機関、民生委員など関係機関と連携を強化 ・セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針を定め、庁内に相談窓口を設け、対策を徹底

第3 女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

- 障がいやひとり親世帯、高齢者など、社会情勢の変化に伴い、さまざまな困難を抱えている人たちが増加しており、男女共同参画社会をめざしていくためには、男女間の差や、障がいがあることなどで困難な状況に置かれている人々が自立し、安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。
- 男女共同参画の視点に立ち、住民それぞれが互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいまちづくりに努めます。

施策の方向	取組項目	取組内容
・女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	①障がい者の自立した生活に対する支援	・障がい者やその家族が安心して地域で暮らして続けるため、公共施設等のバリアフリー化など、障がい者が自立した生活が送れるよう各種支援の実施 ・障がい児の早期療養に向け、関係機関が一体となった総合的な支援体制の構築 ・高齢者が住み慣れた地域で、これからも安心して生活できるよう、介護予防や高齢者の生きがいづくりの支援を実施 ・ひとり親世帯の生活安定のため、精神的安定と経済的な自立を促進する支援を実施
	②高齢者の自立した生活に対する支援	
	③ひとり親世帯の自立した生活に対する支援	